

印刷したものを使用する場合も、
必ず学校へ報告をしてからお使いください。

年 月 日

保護者 殿

海老名市立 学校長

学校保健安全法に基づいて、お子さまの出席停止を次のとおり指示いたします。

なお、登校する際には、下記の登校許可確認書に医師に指示された日付を記入し、担任まで提出してください。

保護者は、医師の指示を十分ご確認ください下記の登校許可確認書にご記入ください。

なお、登校の可否についての問い合わせは、必ず診察時におこなってください。電話等での問い合わせはできませんので、ご承知おきください。

記

(理由)

(期間)

- | | |
|---------------|---|
| 1 インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。(裏面参照) |
| 2 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。または、医師の指示する日まで。 |
| 3 麻疹 | 解熱した後、3日を経過するまで。または、医師の指示する日まで。 |
| 4 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。または、医師の指示する日まで。 |
| 5 風疹 | 発疹が消失するまで。または、医師の指示する日まで。 |
| 6 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで。または、医師の指示する日まで。 |
| 7 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退後2日を経過するまで。または医師の指示する日まで。 |
| 8 髄膜炎菌性髄膜炎 | } 8~12の出席停止期間は、病状により学校医その他の
医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |
| 9 腸管出血性大腸菌感染症 | |
| 10 流行性角結膜炎 | |
| 11 急性出血性結膜炎 | |
| 12 その他 () | |

※溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・手足口病などは、症状が重い時、その時の発生の流行の大きさによって出席停止になる疾患ですので、医師に必ず確認の上、ご記入をお願いします。

----- 切り取り線 -----

登校許可確認書

病 名 ()

⇒インフルエンザの場合医師に確認して発症日を記入 (月 日)

海老名市立 学校 年 組 名 前

上記疾患で、 月 日から 月 日まで出席停止のところ、他への感染のおそれがなく
なり、 月 日から登校してよいことを医師より指示を受けましたので報告いたします。

受診病院名

年 月 日

保護者名

印

裏 面

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザ発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ解熱した日（平熱に戻った日）の後2日を経過するまでの期間となります。平熱に戻った後発熱した日は発熱期間とします。

(出席停止期間確認表)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例①	発症	解熱	休	休	休	休	登校可		
例②	発症	発熱	解熱	休	休	休	登校可		
例③	発症	発熱	発熱	解熱	休	休	登校可		
例④	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	休	休	登校可	

必ず休まないといけない期間です

最低「発症した後5日を経過」をするまで出席停止となります。この条件は発症した日を含めて6日間の出席停止が必要ということになります。それに加えて例④のように解熱した日によっては出席停止期間が延期されますのでご注意ください。